

## 決議 安倍内閣による憲法破壊に反対し、日本国憲法に従った立法・行政を求める

安倍首相は、当初、憲法改正要件の緩和を企図した 96 条改憲の方針を提起した。

これに対し、私たちをはじめ広範な専門家・市民が、日本国憲法は、主権者である私たち日本国民が、99 条に規定された立法・行政・司法の三権を担う「公務員」すなわち権力担当者に、義務として遵守するようにと「おしつけた」ものであることを鮮明に主張した。この憲法論議が広く浸透したことは、日本国憲法が外から国民全体におしつけられたとする「おしつけ憲法」論を打破して、日本国憲法の立憲主義的性格を明確にする、画期的なことであった。

この論議により、96 条改憲とは、政権担当者が憲法によって自らに課された制約から逃れて、恣意的・専制的な権力行使を可能にしようとするものであることが明らかにされた。7 月の参議院選挙以降、自民党が勝利したにもかかわらず、96 条改憲の主張は国民各層の批判を前にあきらかに後退している。

こうした新しい憲法論議の展開は、憲法と法律の違いと両者の関係をも浮き彫りにするものである。すなわち、憲法は国民が権力担当者に課した命令である。国民が順守を求められる法律は憲法を前提としていなければならない、憲法が法律の上位規範である。

「裏口入学」とも称される 96 条改憲が困難となったいま、安倍内閣が追求しているのは、憲法と権力担当者および憲法と法律のこうした本来の関係を逆転させて、行政裁量あるいは法律によって憲法を実質的に破壊していくことである。

閣議決定による集団的自衛権行使の容認や、国家安全保障会議の創設・特定秘密保護法制定等の画策は、その現れである。これらは、明らかに憲法が権力担当者に課している制約を、内閣の恣意的裁量や法律によって突破しようとするものである。行政や法律は憲法を実現していく手段であるから、こうした手法は明らかに本末転倒である。

安倍内閣におけるこの転倒した法令改定は、社会権をも含む基本的人権、国民の自由な政治参加と民主主義、そして国際社会での武力によらない平和の実現という、日本国憲法によって政府に課せられた義務の全般にわたっている。たとえば、教科用図書選定への行政の介入、消費税増税と法人税減税、解雇特区制度ないしは有期雇用期間の緩和、そして参加国による内政干渉を可能にする TPP への参加などが、軍事体制強化とともに矢継ぎ早に提起されているのである。

日本科学者会議は、日本国憲法を擁護し、憲法に基づく立法・行政が推進されることをもとめる。その立場から、このような、憲法を実質的に破壊する「壊憲」行為に反対し、上記の一連の法律制定、条約締結、閣議決定等がなされないよう求める。

2013 年 10 月 20 日

日本科学者会議 49 期第 3 回常任幹事会